



政府統計

平成28年労働安全衛生調査(実態調査) 事業所票

厚生労働省

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

事業所の名称・所在地

(プレプリント)

都道府県番号	一連番号	産業分類番号	個人票有=1
1	2	3	4

※ おそれいますが、上記の事業所の名称、所在地に変更等がありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

(本調査の問い合わせ先)
厚生労働省政策統括官付参事官付
賃金福祉統計室 安全衛生第一係
電話 03-5253-1111(内線7660、7662、7663)
受付時間 9:30~18:00(12:00~13:00を除く)

【記入上の注意】

- この調査票は、労働安全衛生関係業務に通じている方が記入するようお願いします。
- 調査票の記入に当たっては、前頁裏面の解説等を参照してください。
- 特にことわりのない限り、調査票が送付された事業所の**平成28年10月31日現在**の状況について記入してください。
- 設問には複数回答可と表示がない限り、該当する番号**1つに○印**をつけてください。(複数回答可であるものは、回答欄が のように網掛けになっております。)また、空欄には右詰で数値を記入してください。
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 事業所の名称・所在地欄の「個人票有=1」の欄の下に「1」と印字された事業所については、同封の個人票の提出をお願いします。
- 調査票の提出は、**11月21日まで**をお願いします。

I 企業及び事業所に関する事項について

1 貴企業において**10月31日時点**の常用労働者(注1)は何人ですか。

※「企業」とは調査票が送付された貴事業所のほか、本社、支社、工場、営業所などすべての事業所を合わせたものです。

5,000人以上	1
1,000 ~ 4,999人	2
300 ~ 999人	3
100 ~ 299人	4
50 ~ 99人	5
30 ~ 49人	6
10 ~ 29人	7

記入担当者	氏名	
	電話	内線()

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名等の記入をお願いします。

事業所の主な生産品又は事業の内容

以下の設問につきましては、調査票が送付された所在地の貴事業所についてのみ記入してください。

2 貴事業所において従事する者のうち、**10月31日時点**の常用労働者(注1)は何人ですか。

※派遣元事業所は(注1)のなお書き以下を参照してください。

常用労働者						人
-------	--	--	--	--	--	---

3 貴事業所において**10月31日時点**の派遣労働者(注2)(人材派遣会社から受け入れている者)は何人ですか。

※派遣労働者を受け入れていない場合は「0」を記入してください。

派遣労働者						人
-------	--	--	--	--	--	---

4 貴事業所において従事する者のうち、**10月31日時点**の就業形態別の労働者は何人ですか。

正社員(注3)						人
契約社員(注4)						人
パート労働者(注5)						人
臨時・日雇労働者(注6)						人

(注1)常用労働者

①期間を定めずに雇われている者②1か月を超える期間を定めて雇われている者③臨時又は日雇労働者で9月及び10月の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇われた者のいずれかに該当する者をいいます。他社から受け入れた出向者、転籍者も含みます。なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下、「労働者派遣法」という。)に基づいて労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含まませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を含めてください。

(注2)派遣労働者

平成28年10月31日時点で貴事業所が労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者のうち、9月及び10月の各月にそれぞれ18日以上就労している者をいいます。

(注3)正社員

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者(定年まで雇用される者も含みます。)をいいます。

(注4)契約社員

フルタイム勤務で1か月を超える期間を定めて雇われている者をいいます。

(注5)パートタイム労働者

一般労働者(フルタイム勤務で基幹業務を行う労働者)より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいいます。

(注6)臨時・日雇労働者

1か月以内の期間を定めて雇われている者をいいます。

問1

(注 7) 安全委員会

常時 50 人以上の労働者を使用する一定の業種における事業所において、労働者の危険防止のための基本的対策など事業所の安全に関する事項を調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は、事業の実施を統括管理する人若しくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦(労働組合がある場合には労働組合の推薦)によって事業者が指名した者によることとされています。

(注 8) 衛生委員会

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康の保持増進を図るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は安全委員会と同様になります。

(注 9) 安全衛生委員会

安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいいます。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じています。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会等と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されている場合、その名称にかかわらず、安全衛生委員会等に該当します。

(注 10) 産業医

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいいます。労働基準監督署への選任報告の有無等にかかわらず、実態として選任している場合は「選任している」として回答してください。

産業医を2人以上選任している場合で、そのうち1人でも勤務形態が「常勤」の産業医がいるときには、「常勤」を回答してください。また、勤務形態が「非常勤」の産業医のみで2人以上いるときは、非常勤者の訪問回数は延べ回数を回答してください。

(注 11) 安全管理者

常時 50 人以上の労働者を使用する一定の業種に属する事業所において、安全装置等の設置や発生した災害原因の調査及び対策の検討などの安全に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいいます。一定の資格(経験)を有する人から選任されることになっています。

(注 12) 衛生管理者

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいいます。衛生管理者の免許を取得しているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任されることになっています。

(注 13) 安全衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項(労働者数が 50 人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務)を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格(経験)を有する人から選任されることになっています。

(注 14) 衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項(労働者数が 50 人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務)を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格(経験)を有する人から選任されることになっています。

(注 15) 安全推進者

安全管理者、安全衛生推進者の選任義務のない業種に属する事業所において、職場環境や作業方法の改善、労働者の安全意識の啓発、安全教育等を担当するため、事業者から選任された人をいいます。

(注 16) 安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務がある業種

- ・林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ・製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業(※1)、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業(※2)、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

(※1)「各種商品卸売業」とは、例えば総合商社、貿易商社等で、衣料、食料、材料、機械、その他複数の分類にわたる商品の仕入卸売を行い、いずれが主たる事業であるかが判別できない業種をいいます。

(※2)「各種商品小売業」とは、例えば百貨店、総合スーパー等で、衣、食、住にわたる各種の商品を小売りし、いずれが主たる事業であるかが判別できない業種をいいます。

II 安全衛生関係について

問1 安全衛生管理体制に関する事項について

(1) 貴事業所では、安全委員会(注7)、衛生委員会(注8)、安全衛生委員会(注9)を設置していますか。

設置している	安全委員会のみ設置している	1
	衛生委員会のみ設置している	2
	安全委員会、衛生委員会の両方を設置している	3
	安全衛生委員会を設置している	4
設置していない		5

12

(2) 貴事業所では、産業医(注10)を選任していますか。

選任している	常勤	1
	非常勤	2
選任していない		3

13

→ 2の非常勤を選択した場合、産業医は過去1年間(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)に何回貴事業所を訪問しましたか。

0回(来ていない)	1
1~6回	2
7~11回	3
12回	4
13回以上	5

14

(3) 貴事業所では、以下の安全衛生の担当者を選任していますか。該当する番号すべてに○を付けてください。(複数回答可。ただし6を回答の場合は不可)

選任している					いずれも選任していない
安全管理者(注11)	衛生管理者(注12)	安全衛生推進者(注13)	衛生推進者(注14)	安全推進者(注15)	
1	2	3	4	5	6

15

上記で、5の安全推進者を選任していない場合のみ、お答えください。

(4) 貴事業所で安全推進者を選任していない理由は何ですか。該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし6を回答の場合は不可)

労働災害が発生していないため	1
安全推進者の業務を担当できる人材がないため	2
安全推進者の選任は義務ではないため	3
安全管理者等の上位の資格者を選任しているため	4
その他	5
そもそも安全推進者とは何かを知らない	6

16

安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務がある業種(注16)の事業所は回答不要です。

問2 安全衛生教育に関する事項について

貴事業所では、それぞれの労働者に対して雇入れ又は受入れ時教育(危険有害業務に関する労働安全衛生法上の特別教育(注17)を除く)を実施していますか。

☆ 安全衛生教育は、貴事業所で実施するもののほか、業界団体等が主催する講習会等も含まれます。

	正社員に対する雇入れ時教育(注18)	正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)(注19)に対する雇入れ時教育	派遣労働者に対する雇入れ又は受入れ時教育(注20)
実施している	1	1	1
実施していない	2	2	2
対象者がいない(注21)	3	3	3

17

18

19

2頁解説(続き)

問2

(注17) 危険有害業務に関する労働安全衛生法上の特別教育

一定の危険又は有害な業務に従事する労働者に対する教育(例えば、研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務等)をいいます。

(注18) 正社員に対する雇入れ時教育及び正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)に対する雇入れ時教育

新しく正社員や正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)を雇い入れたときに、当該業務に従事する労働者に対し、安全又は衛生のために行う教育をいいます。

(注19) 正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)

正社員以外の契約社員、パートタイム労働者、臨時・日雇労働者をいいます。

(注20) 派遣労働者に対する雇入れ又は受入れ時教育

- ① 派遣労働者として新しく受け入れた派遣労働者に対する教育
- ② 労働者派遣事業を行う事業所においては、派遣労働者として新しく雇い入れた派遣労働者に対する教育をいいます。

(注21) 対象者がいない

それぞれに該当する労働者等を新たに雇入れしていない場合をいいます。

3頁解説

問3

(注22) リスクアセスメント

利用可能な情報を用いて労働者の安全衛生に関する危険・有害要因を特定し、そのリスクを見積もり、かつ、評価することによって、当該リスクが許容範囲か否かを判断し、リスクの大きいものから順にそのリスクを低減させていく手法をいいます。

問4

(注23) メンタルヘルス対策

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいいます。

(注24) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者

メンタルヘルス不調(※)を原因として、以下の疾病により休業及び退職した労働者をいいます。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- ③ 統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害
- ④ 気分[感情]障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格及び行動の障害
- ⑧ 知的障害(精神遅滞)
- ⑨ 心理的発達の障害
- ⑩ 小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害、詳細不詳の精神障害

(※)メンタルヘルス不調とは、精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいいます。

「連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者」の人数は、労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含まませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を含め
てください。

問3 危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント(注22))に関する事項について

貴事業所では、労働者の安全衛生に関する危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)を実施していますか。

実施している	1
実施していない	2

20

① 何についてリスクアセスメントを実施していますか。

該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可)

作業に用いる機械の危険性に関する事項	1
作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項	2
腰痛のおそれのある作業に関する事項	3
熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する事項	4
高所からの墜落・転落に関する事項	5
交通事故に関する事項	6
上記以外の事項	7

21

② リスクアセスメントの結果は活用しましたか。

該当する番号**すべて**に○を付けてください。

(複数回答可。ただし、7を回答の場合は不可)

活用した	安全衛生委員会等での調査審議	1
	作業又は作業環境の改善	2
	リスクアセスメントの結果に基づき労働環境の改善等をどのように実施するのかを定めた計画の策定と実施	3
	管理監督者への教育研修・情報提供	4
	労働者への教育研修・情報提供	5
	その他	6
特に活用していない		7

22

③ 実施していない理由は何ですか。該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可)

十分な知識を持った人材がいないため	1
実施方法が判らないため	2
労働災害が発生していないため	3
法令を守っていれば十分なため	4
危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため	5
その他	6

23

問4 メンタルヘルス対策(注23)に関する事項について

(1) **過去1年間(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)**に、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者(注24)はそれぞれ何人でしたか。(同じ労働者が何回も連続1か月以上休業した場合は、1人として計上してください。同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職者数」のみに計上してください。いない場合は「0」と記入してください。)

連続1か月以上の休業者数					人	24
退職者数					人	25

貴事業所に受け入れている「派遣労働者」は除いてください。(左頁の解説参照)

(注 25) 事業所内の産業保健スタッフ

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源(専門医療機関など)とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、事業所内の保健師等をいいます。

(注 26) ストレスチェック

労働者のストレスについて、調査票などを用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるために実施することをいいます。

また、その結果を職場環境の改善に活用するものです。現在のストレスの状況によっては、医師等による面接指導等を受けることが望ましいことがあります。

(注 27) 集団ごとの分析

個人のストレスチェックの結果を一定の集団(部、課など)ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいいます。

(注 28) 職場復帰支援プログラム

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいいます。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成されます。

(注 29) 地域産業保健センター(地域窓口)

労働者数 50 人未満の小規模事業所では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための機関をいいます。具体的には、健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供しており、面接指導等には医師やカウンセラー等が対応します。

地域産業保健センター(地域窓口)は都道府県に設置されています。

(注 30) 産業保健総合支援センター

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス(職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等)を提供する機関をいいます。「地域産業保健センター(地域窓口)」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っており、独立行政法人労働者健康安全機構が運営しています。

(注 31) 他の外部機関

精神保健福祉センター、(一社)日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいいます。

(注 32) 労働安全衛生法(平成 27 年 12 月 1 日施行)に基づくストレスチェック

労働安全衛生法第 66 条の 10、及びその関連法令に定められた要件に基づいて実施されたストレスチェックのことをいい、労働者 50 人未満の実施義務対象外の事業場で実施した場合も含まれます。

(注 33) 労働安全衛生法(平成 27 年 12 月 1 日施行)によらず実施した事業所独自のストレスチェック

労働安全衛生法第 66 条の 10、及びその関連法令に定められた要件によらずに、事業所独自に実施されたストレスチェックのことをいいます。

(注 34) 健康診断機関

健康診断を実施している機関をいいます。医療機関であるかどうか、健康診断を専門に実施している機関であるかを問いません。

(2) 貴事業所では、メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。
 該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可。ただし、17を回答の場合は不可)

取り組んでいる	メンタルヘルス対策について、安全衛生委員会等での調査審議	01
	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	02
	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	03
	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	04
	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	05
	メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフ(注25)への教育研修・情報提供	06
	職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック(注26)後の集団(部、課など)ごとの分析(注27)を含む)	07
	健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルス対策の実施	08
	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)	09
	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラム(注28)の策定を含む)	10
	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	11
	地域産業保健センター(地域窓口)(注29)を活用したメンタルヘルス対策の実施	12
	産業保健総合支援センター(注30)を活用したメンタルヘルス対策の実施	13
	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	14
	他の外部機関(注31)を活用したメンタルヘルス対策の実施	15
	その他	16
取り組んでいない	17	

26

上記の(2)で、09を選択した場合のみ、次の①～⑤をご回答ください。

① 実施しているストレスチェックは、どのようなものですか。

労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)に基づくストレスチェック(注32)	1
労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)によらず実施した事業所独自のストレスチェック(注33)	2

27

② 労働者のストレスチェックは定期健康診断の機会に実施しましたか。
 該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可)

定期健康診断の機会に実施した	1
定期健康診断以外の機会に実施した	2

28

③ ストレスチェックを実施した労働者のうち、貴事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合は何%ですか。

80%以上100%まで	1
60%以上80%未満	2
40%以上60%未満	3
30%以上40%未満	4
20%以上30%未満	5
10%以上20%未満	6
5%以上10%未満	7
5%未満	8
実施していない	9

29

④ 医師等の専門家による面談等を行ったのは、誰又はどのような機関ですか。該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可)

産業医	1
産業医以外の医師(外部の医師)	2
事業所内の保健師・看護師	3
衛生管理者・衛生推進者等	4
地域産業保健センター(地域窓口)	5
健康診断機関(注34)	6
その他の機関	7

30

⑤ ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施しましたか。

実施した	1
実施していない	2

31

→ 集団ごとの分析を実施した場合、その結果は活用しましたか。該当する番号**すべて**に○を付けてください。(複数回答可。ただし、6を回答の場合は不可)

活用した	業務配分の見直し	1
	人員体制・組織の見直し	2
	管理監督者向け研修の実施	3
	衛生委員会等での審議	4
	その他	5
特に活用していない		6

32

問5

(注 35) **屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている**

建物内又は建物内に準じた場所(例えば車両など)を常に禁煙とし、事業所敷地内の屋外も常に禁煙としている場合をいいます。

(注 36) **事業所内の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている**

建物全部を禁煙とし、屋外のみ喫煙を可能としている場合をいいます。

(注 37) **喫煙室**

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための屋外排気装置付きの部屋をいいます。喫煙室内で喫煙以外の行為(飲食、会議など)を行うことはできません。

(注 38) **喫煙コーナー**

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域をいいます。喫煙コーナー内で喫煙以外の行為(飲食、会議など)を行うことはできません。

(注 39) **喫煙可能区域**

屋外に設置した喫煙所、屋内に設置した喫煙室、喫煙コーナーなど従業員、顧客等が喫煙を許されている区域をいいます。

(注 40) **たばこの煙を低減する装置**

たばこの煙の成分の一部をフィルター等で除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の機器をいいます。

(注 41) **一定以上の換気**

喫煙可能区域において、浮遊粉じん濃度が 0.15mg/立方メートル以下又は $70.3 \times (\text{喫煙席数})$ 立方メートル/時間以上の換気措置を講じていることをいいます。

問5 受動喫煙防止対策に関する事項について

(1) 貴事業所では、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。

はい	1
いいえ	2

33

① 貴事業所における禁煙・分煙状況について、該当する番号1つに○をつけてください。

屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている(注35)	1
事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている(注36)	2
事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室(注37))を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	3
事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所(喫煙コーナー(注38))を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	4
上記1～4以外の方法で、事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分している	5
事業所内で自由に喫煙できる	6

34

② 上記の①に加え、取り組んでいる内容について、該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、10を回答の場合は不可)

喫煙可能区域(注39)を事業所内に掲示等して周知している	01	
喫煙可能区域において	たばこの煙を低減する装置(注40)(空気清浄装置)を設置している	02
	一定以上の換気(注41)(粉じん濃度0.15mg/立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×(喫煙席数)立方メートル/時間以上)を実施している	03
喫煙可能区域に設置した機器(屋外排気装置、空気清浄装置等)を定期的にメンテナンスしている	04	
喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度等を定期的に測定している	05	
定期的に受動喫煙防止対策に関する研修を開催又は外部の説明会に参加している	06	
喫煙者に対する健康指導(たばこの害に対する教育や禁煙指導)を実施している	07	
喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの設定など)を実施している	08	
上記②の01～08)以外で何らかの対策を実施している	09	
上記①)以外の取組はない	10	

35

☆ 受動喫煙防止対策の実施の有無にかかわらず、ご回答ください。

(2) 職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙)を防止するための取組を進めるにあたり、どのような問題がありますか。問題がある場合には**主なものを2つ以内**で該当する番号に○をつけてください。

(主なものを2つまで回答可。ただし、10を回答の場合は不可)

問題がある	受動喫煙防止に対する喫煙者の理解が得られない	01
	喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である	02
	顧客に喫煙をやめさせるのが困難である	03
	喫煙室や喫煙コーナーを設けるスペースがない	04
	喫煙室や喫煙コーナーを設けるための資金がない	05
	施設上の制約により、喫煙室に必要な設備を設置できない	06
	受動喫煙防止対策への取り組み方がわからない	07
	取り組む必要性を感じない	08
	その他	09
特に問題がない	10	

36

6頁解説

問6

(注 42) 時間外・休日労働時間

休憩時間を除き、1週当たり 40 時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間をいいます。1か月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行います。

「時間外・休日労働をした労働者数」については、労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含みませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を含めてください。

1か月当たりの時間外・休日労働時間 =

1か月の総労働時間(労働時間数+延長時間数+休日労働時間数) - (計算期間(1か月間)の総暦日数/7)×40

(注 43) 長時間労働者に対する医師による面接指導

長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じることをいいます。

労働安全衛生法により、事業主は、①時間外・休日労働時間数が1か月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられています。

また、②時間外・休日労働時間数が1か月当たり 80 時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者及び③事業所において定められた基準に該当する労働者に対しては、医師による面接指導等の実施が努力義務となっています。

問6 長時間労働者に対する取組に関する事項について

貴事業所における時間外・休日労働時間(注42)数の算定期間のうち、平成28年7月1日が含まれる1か月間の時間外・休日労働時間が45時間超80時間以下、80時間超100時間以下及び100時間超に該当する労働者はそれぞれ何人でしたか。

- ① それぞれの時間数に該当する労働者のうち、長時間労働者に対する医師による面接指導(注43)の申し出があった労働者は何人でしたか。
- ② 上記①に該当する労働者について、医師による面接指導を実施しましたか。

	時間外・休日労働をした労働者数										②医師による面接指導				
	1		2		3		4		5		6		実施した	一部実施した	実施しなかった
45時間超 80時間以下												1	2	3	37~39
80時間超 100時間以下												1	2	3	40~42
100時間超												1	2	3	43~45

貴事業所に受け入れている「派遣労働者」は除いてください。(左頁の解説参照)

(※) 申し出の有無にかかわらず、一定の時間を超過した労働者に対して医師の面接指導を実施することとしている等により、申し出の有無を確認していない場合は、面接指導の対象とした労働者の人数を記入してください。

「100時間超」の②で1又は2を回答した場合はお答えください。

- ③ 100時間超の労働者への面接指導の結果を踏まえて、どのような措置を講じましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、7を回答の場合は不可)

講じた	時間外労働の制限	1
	就業場所の変更	2
	仕事内容の変更(業務量の軽減を含む)	3
	深夜業の回数の変更	4
	休日の付与	5
	その他	6
講じなかった		7

「100時間超」の②で2又は3を回答した場合はお答えください。

- ④ 100時間超の労働者に面接指導を実施しなかった理由は何ですか。該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、6を回答の場合は不可)

医師が面接指導を受ける必要がないと判断したため	1
医師等の確保が難しかったため	2
面接時間を与えられなかったため	3
経費が掛かりすぎるため	4
その他	5
制度を知らなかった	6

問7

(注 44) 高年齢労働者

50 歳以上の労働者をいいます。

問8

(注 45) 暑さ指数

WBGT(湿球黒球温度)のことで、人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標で、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算します。温度の計測にはWBGT測定器として、アウグスト温度計若しくはハンディタイプの測定器を使用します。

屋外: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

屋内: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

労働環境においては、「WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境」として、JIS Z8504、世界的にも ISO7243 として規格化されています。

(注 46) 通知している

事業所において事業主が衛生管理者・衛生推進者等に暑さ指数を計測させて、労働者に暑さ指数を通知することをいいます。

(注 47) 地域の暑さ指数を(も)把握

環境省の熱中症予防情報サイトなどで提供されている暑さ指数(WBGT)の予報値を活用する等、公表されている数値を活用する場合は該当します。

環境省の熱中症予防情報サイト(<http://www.wbgt.env.go.jp/>)

問7 高年齢労働者(注44)の労働災害防止対策に関する事項について

貴事業所では、高年齢労働者の身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害防止対策に取り組んでいますか。該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可。ただし、14を回答の場合は不可)

取り組んでいる	時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等を行っている	01
	深夜業の回数の減少又は昼間勤務への変更を行っている	02
	定期的に体力測定を実施し、その結果から、本人自身の転倒、墜落・転落等の労働災害リスクを判定し、加齢に伴う身体的変化を本人に認識させている	03
	高年齢労働者の身体機能の低下の防止のための活動を実施している(作業前の準備体操や定期的なウォーキングなど)	04
	医師による面接指導等の健康管理を重点的に行っている	05
	作業前に、体調不良等の異常がないか確認している	06
	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	07
	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	08
	墜落・転落、転倒等の災害防止のため、手すり、滑り止め、照明、標識等の設置、段差の解消等を実施している(本人の危険を回避するために、施設・設備等の労働環境などを変更する対応)	09
	できるだけ高所等の危険場所での作業に従事させないようにしている(本人の危険を回避するために、作業内容・就業場所を変更する対応)	10
	できるだけ単独作業にならないようにしている(体調異変があったときにすぐに対応できるための措置)	11
	他の労働者に危険を及ぼすおそれのある作業に従事させないようにしている(クレーンやフォークリフトの運転等をさせない等の対応)	12
その他	13	
取り組んでいない	14	

48

【次の設問は、屋外作業がある事業所のみ回答してください。】

なお、屋外作業がない場合は、次頁問9へお進みください。

問8 熱中症予防対策に関する事項について

(1) 暑さ指数(注45)を知っていますか。

知っている	1
知らない	2

49

➤ (2) 貴事業所では、暑さ指数を活用していますか。

暑さ指数を計測して、労働者に通知している(注46)	1
暑さ指数を計測して、作業時間の短縮などに活かしている	2
暑さ指数を計測していないが、地域の暑さ指数を把握(注47)し、作業時間の短縮などに活かしている	3
暑さ指数を計測しておらず、地域の暑さ指数も把握していない	4

50

(次の質問は、(1)で知らないと回答した場合も回答してください。)

(3) 貴事業所では、夏の屋外作業の熱中症予防対策に取り組んでいますか。

該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可。ただし、11を回答の場合は不可)

取り組んでいる	昼間の作業時間を短縮したり、早朝・夕方の時間に移したりしている	01
	夏の屋外作業で高温多湿環境に体を慣れさせる(熱への順化)ため、気温が高くなる時期において作業時間を通常より短く設定し、熱への順化に応じて数日かけて徐々に通常の作業時間に戻すような取組をしている	02
	作業場所においてシートなどで日陰を作ったり扇風機を使用したりしている	03
	涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている	04
	クールスーツ、通気性の良いヘルメット等を着用させている	05
	朝礼時に体調不良の者を把握し、作業場所・時間を配慮している	06
	作業中の巡視で労働者の水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認している	07
	高血圧症などの有患者や健康診断の有所見者に対し作業場所・時間を配慮している	08
	労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている	09
	その他	10
取り組んでいない	11	

51

問9

(注 48) 有害業務

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務をいいます。この調査では「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「放射線業務」、「粉じん作業」をいいます。

(注 49) 鉛業務

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいいます(労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務)。

(注 50) 有機溶剤業務

屋内作業場等で、有機溶剤(アセトン、キシレン、トルエン等の労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質)を製造し又は取り扱う業務をいいます。

(注 51) 特定化学物質

ジクロロベンジジン、重クロム酸、ベンゼン等(労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質)をいいます。

(注 52) 石綿等を取り扱う業務

石綿(石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物)を取り扱う業務をいいます。

(注 53) 放射線業務

エックス線等電離放射線の発生を伴う装置の使用又は検査の業務や放射性物質を装備している機器を取り扱う業務や坑内における核原料物質の掘採の業務等をいいます(労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務)。

(注 54) 粉じん作業

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業(じん肺法施行規則別表に掲げる作業)をいいます。

(注 55) 特殊健康診断

有害業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、当該業務への配置替え時及び定期的に行う健康診断をいいます。また、「有所見者」とは、健康診断の結果、異常所見が認められた労働者をいいます。

(注 56) じん肺健康診断

じん肺の定期健康診断の区分について

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻 度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

じん肺の離職時健康診断の区分について

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻 度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

※ 例えば、常時粉じん作業に従事させていて、じん肺管理区分が2の場合には、1年に1回のじん肺定期健康診断に該当するため、「1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる」の「2」に○をつけ、健康診断を受診させた場合には、「実施の有無」の「1 有」に○をつけてください。

【次の設問は、有害業務(注48)がある事業所のみ回答してください。】

なお、有害業務がない場合は、次頁問10へお進みください。

問9 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項について

(1) 次に掲げる有害業務(法令で定める有害な業務あるいは作業方法や、作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務。以下、「有害業務」といいます。)がありますか。

該当する番号**すべて**に○をつけてください。

鉛業務(注49)	1	→ 以下の、(2)に回答してください。
有機溶剤業務(注50)	2	
特定化学物質(注51)を製造し又は取り扱う業務	3	
石綿等を取り扱う業務(注52)	4	
放射線業務(注53)	5	
粉じん作業(注54)	6	

52

【特殊健康診断(注55)】

(2) **過去1年間(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)**において、特殊健康診断を実施しましたか。

実施の有無について該当する番号に○をつけ、実施した場合は、それぞれの延べ人数を記入してください。

業務の種類	実施の有無		延受診対象者数	延受診者数	延有所見者数
	有	無			
鉛業務	1	2	人	人	人
有機溶剤業務	1	2	人	人	人
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	1	2	人	人	人
石綿等を取り扱う業務	1	2	人	人	人
放射線業務	1	2	人	人	人

【じん肺健康診断(注56)】

(3) 現在あるいは過去に従事した労働者のうち、**じん肺健康診断**対象労働者がいますか。該当する番号**すべて**に○をつけてください(複数回答可。ただし、4を回答の場合は不可)。また、じん肺健康診断を実施した場合は、それぞれの人数を記入してください。

3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる	1	①平成25年11月1日から平成28年10月31日までの間				
		実施の有無	受診対象者数	受診者数	有所見者数	
		有	無	人	人	人
		1	2			
1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる	2	②平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間				
		実施の有無	受診対象者数	受診者数	有所見者数	
		有	無	人	人	人
		1	2			
就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者がいる(過去1年間)	3	③平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間				
		実施の有無	受診対象者数	受診者数	有所見者数	
		有	無	人	人	人
		1	2			
対象者はいない	4					
		実施の有無	受診対象者数	受診者数	有所見者数	
		有	無	人	人	人
		1	2			

問 10

(注 57) **GHSラベル**

GHS分類(隔年ごとに改訂)に該当する化学品に表示することとされているラベルをいいます。

「GHS分類」とは、国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれております。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていません。

(GHS: The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略)

(注 58) **安全データシート(SDS)**

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいいます。

なお、SDSは、平成23年度までは一般に「MSDS(化学物質等安全データシート)」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253 においても「SDS」とされています。

(注 59) **労働安全衛生法第57条に該当する化学物質**

同条で譲渡提供者に容器に危険有害性を表示することが義務づけられている化学物質をいいます。

(注 60) **危険有害性がある化学物質**

「GHS分類」において危険有害性のクラス又は区分の付いている化学物質をいい、平成24年4月1日から、譲渡提供者に安全データシート(SDS(Safety Data Sheet))の交付が努力義務とされています(労働安全衛生規則第24条の15)。

(注 61) **労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質**

同条で譲渡提供者に安全データシート(SDS)の交付が義務づけられている化学物質をいいます。

【次の設問は、化学物質を製造、譲渡・提供又は使用している事業所のみ回答してください。】

問10 GHSラベル(注57)の容器・包装への表示、安全データシート(SDS)(注58)の交付に関する事項について

(1) 貴事業所では、化学物質をどのように取り扱っていますか。

該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可)

化学物質を製造している(主に製造、合成、混合などを行う化学品メーカー)	1
化学物質を商品として譲渡・提供している(主に商社、販売代理店)	2
化学物質を使用している(例えば加工、洗浄等に使用する一般ユーザー)	3

・(1)で1又は2と回答した方は(2)①及び(3)①も回答してください。
 ・(1)で3と回答した方は(2)②及び(3)②も回答してください。

【GHSラベル表示】

(2) 貴事業所では、下記A、Bそれぞれの化学物質を製造、譲渡・提供又は使用する際に、GHSラベルの容器・包装への表示を行っていますか。それぞれ該当する番号1つに○をつけてください。

A 労働安全衛生法第57条に該当する化学物質(注59)

B 労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質(注60)

①[(1)の設問で1又は2を選択した場合は、こちらにお答えください。]

		A	B
化学物質を製造又は譲渡・提供するに際し	すべて表示をしている	1	1
	一部表示をしている	2	2
	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	3	3
	全く表示をしていない	4	4

②[(1)の設問で3を選択した場合は、こちらにお答えください。]

		A	B
化学物質を使用するに際し	すべて表示されている	1	1
	一部表示されている	2	2
	譲渡・提供元に対し求めた場合には表示されている	3	3
	全く表示されていない	4	4

【安全データシート(SDS)の交付】

(3) 貴事業所では、下記A、Bそれぞれの化学物質を製造、譲渡・提供又は使用する際に、安全データシート(SDS)を交付していますか。それぞれ該当する番号1つに○をつけてください。

A 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質(注61)

B 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質

①[(1)の設問で1又は2を選択した場合は、こちらにお答えください。]

		A	B
化学物質を製造又は譲渡・提供するに際し	すべての製品に交付している(※過去に交付済みの製品を含む)	1	1
	一部の製品について交付している	2	2
	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	3	3
	全く交付していない	4	4

②[(1)の設問で3を選択した場合は、こちらにお答えください。]

		A	B
化学物質を使用するに際し	すべて交付されている(※過去に交付済みの製品を含む)	1	1
	一部交付されている	2	2
	譲渡・提供元に対し求めた場合は交付されている	3	3
	全く交付されていない	4	4

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。